

令和7年度 志布志市立泰野小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

I はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの画像・動画の投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、学校には以下の事項が求められたことを踏まえ、本校のいじめ防止基本方針を策定しました。

1 学校に求められていること

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し（第13条）、この基本方針に基づき、体系的・計画的に、いじめの未然防止や早期発見に取り組み（第15・16条）、いじめがあった場合の対応に備えること。
- いじめ問題への対策のための組織を各学校に設置し（第22条）、この組織が中心となって基本方針で定められたことを実行し、いじめ問題に組織的に対応すること。

2 教職員一人一人に求められていること

- 日頃から、児童の様子や言動、その変化などに細かく気を配り、未然防止や早期発見の観点から、予兆やサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、情報交換による情報の共有を図りながら、学校に置かれた組織を中心に対応していくこと。
- いじめが認知された場合には、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童および保護者への支援や、いじめを行った児童への適切な指導またはその保護者への助言を継続的に行うこと（第23条）。教育上必要があると判断される場合には、適切に懲戒を加えること（第25条）。

3 重大事態への対応について

いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間30日または一定の期間連続）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、学校の設置者に報告し、事実を明確にするために調査を行う。そして、当該児童および保護者に対しては、事実関係などその他必要な情報を適切に提供すること（第28条）。

II いじめについて

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的な態様

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や陰口など、嫌なことを言われる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいことを書かれたり、掲示されたりする
- ・ パソコンや携帯電話を利用し、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめについての理解

いじめは、どの児童にも起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（無秩序や閉鎖性など）や、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 自己有用感や規範意識を高める教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な取組を講じる。
- いじめを受けている児童をしっかり守る。
- いじめの解決に向けては、学校全体で組織的かつ継続的に取り組む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

III いじめの未然防止と早期発見

いじめ問題への取組については、いじめの未然防止と早期発見が大前提となる。そのために、教育活動全般において、自己の存在感や有用感、倫理意識や規範意識、他を尊重する心や思いやる心などを育むとともに、豊かな人間性や社会性を身に付けさせることが重要である。また、教職員が日頃から児童の言動や変化などに細かく気を配り、いじめの予兆やサインを見逃さないよう情報の共有を図りながら組織として対応していくことが必要となる。

1 魅力ある学校・学級づくり

- ・ 児童一人一人が自己存在感を味わえる望ましい人間関係づくり
- ・ 日常的な道徳教育・心の教育の継続
- ・ 特別活動や学校行事活動を通じたコミュニケーション能力の育成、人間関係づくり
- ・ 全ての児童が自己有用感を味わえ、人間尊重の気風がみなぎる校風づくり

2 教育相談の充実

- ・ 担任による日常の教育相談 ※毎週金曜日は教育相談の日
- ・ 特別支援教育コーディネーターや養護教諭等による教育相談
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携
- ・ 24時間電話相談「かごしま教育ホットライン24」等の周知

3 日常的な情報の収集・共有

- ・ 各教職員の日常的な観察・養護教諭との連携
- ・ いじめアンケートの実施・聞き取りから見届けまで（生徒指導部）
- ・ 職員朝会・職員会議等における情報の共有 等

4 教職員の研修の充実

- ・ 生徒指導事例研修や情報モラル教育研修の実施
- ・ 「いじめ対策必携」（県教委）の活用
- ・ 人権同和教育研修（年3回）の実施
- ・ 県総合教育センターにおけるいじめの問題に関する研修会等の活用

5 保護者・外部関係機関との連携

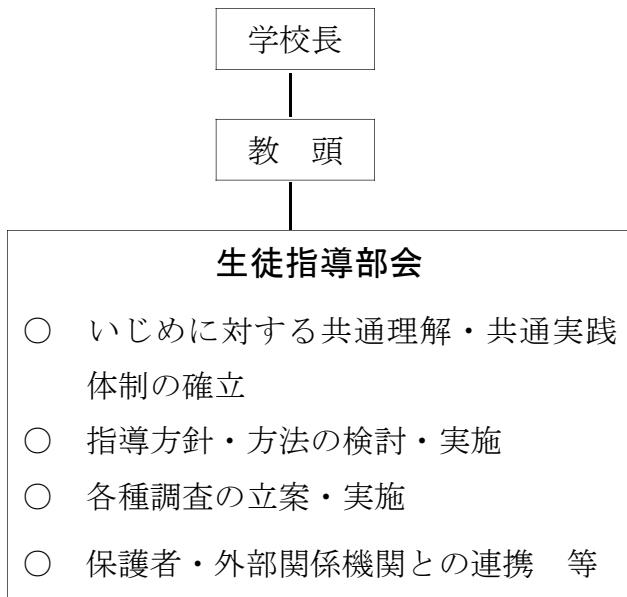
- ・ 保護者との日常的な連絡・相談、保護者との教育相談月間の活用
- ・ 外部への情報発信と学校公開（学校だより、学級通信、HP等の活用）
- ・ 市教育委員会、警察、民生児童委員、学校評議員等との連携

6 情報教育の充実

- ・ 情報モラル教育の充実
- ・ 情報機器の使用に係る安全教室や外部講師による講演会の実施
- ・ 保護者を対象としたスマホ・ケータイ教室の開催 等

IV いじめの防止等のための指導体制

1 日常の指導体制

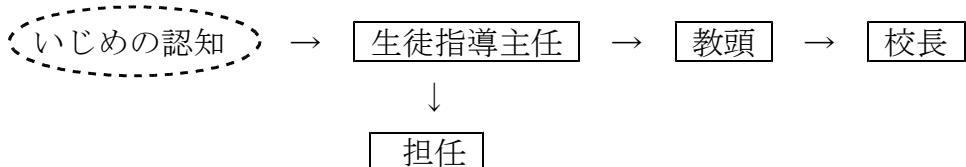


各学級【未然防止・早期発見】

- 個人面談・教育相談の充実
 - 日常的な情報の収集・共有
 - 心の教育の充実
 - 保護者・関係機関との連携
 - 情報教育の充実

2 いじめ発生時の指導体制

(1) 連絡系統



(2) 組織的対応【決して一人で問題等を抱え込まない】

いじめ・不登校対策委員会の開催

- 構成員 : 全学校職員
 - 内容
 - ・ 情報の収集・共有および状況の把握・確認
 - ・ 当該児童への事実確認および支援方法の検討・実施
 - ・ 当該児童の保護者への説明・支援の検討
 - ・ 事案に係る指導体制（加害者特定のための調査を含む）の確立・推進
 - ・ 加害児童およびその保護者、関係児童への指導方針・方法の検討・実施
 - ・ 他児童への説明・指導方法の検討・実施
 - ・ 関係機関（市教育委員会や所轄警察署、児童相談所等）との連携

3 事後の対応

(1) 原因の究明・再発防止策の検討

いじめの原因やその背景等について再検討し、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組を推進する。

(2) 他児童への対応

各学級・学年において、いじめを許さない、見逃さない環境づくりに努め、また、児童会活動等を活用し、児童がいじめに対し自ら主体的に行動する学校づくりを進める。

(3) 保護者・関係機関との協力

学校・家庭・関係機関との連携を深め、相互理解と協力体制を築く。

V 指導の観点・指導体制

1 いじめを受けている児童に対して

- ・ いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全・安心を最優先に確保する。
- ・ 「いじめられている児童の立場」に立って、いじめを共感的に理解し、不安を取り除く。
- ・ いじめを受けている児童の意向を十分に聞き入れ、尊重しながら、今後の対応について話し合う。
- ・ いじめを受けている児童にとって信頼できる人（友人や親、教職員等）と連携し、支援体制を整える。
- ・ いじめを受けている児童に「悪いのはあなたではない」ことをはつきりと伝え、自尊感情を高めるように努める。

2 いじめを行った児童に対して

- ・ 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導を行い、自らの責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、特別指導等を実施し、いじめを受けた児童が安心して生活できる環境を整える。
- ・ いじめを行っている児童の内面を理解しながら、いじめの背景や要因を把握し、改善のための指導を行う。
- ・ 他人を尊重することや他人を思いやる気持ちの大切さを説き、人の痛みが分かるような心の教育に努める。

3 周囲の児童に対して

- ・ 学級等において、児童自ら「いじめを許さない、見逃さない」という雰囲気づく

りに努める。

- ・ 傍観していた児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、止めさせることはできなくても、知らせる勇気を持つことを伝える。
- ・ 同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを毅然とした態度で指導し、理解させる。
- ・ 人間関係の在り方や心の教育に関する指導を日頃から継続していく。

4 保護者への対応（被害・加害双方共通）

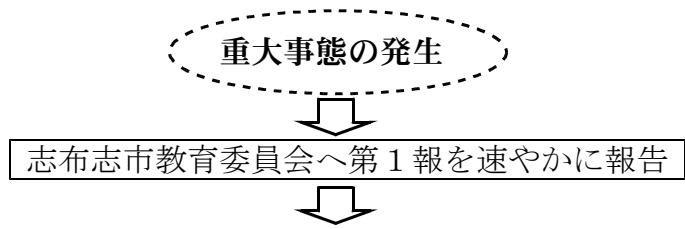
- ・ 家庭訪問等を実施（複数職員）し、正確に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針について理解を得る。
- ・ 保護者の立場や心情に配慮しながら、今後の学校との連携について理解と協力を得る。
- ・ 謝罪については、その間を取り持ち、児童・保護者の関係改善に努める。

VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合
 - ・ 被害児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合 等
- (2) 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合
 - ・ 年間の欠席が30日以上ある場合
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合

2 重大事態への対応



【主な対応】

- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・ 上記の調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。